

茨城県県東地区高等学校PTA連絡協議会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、茨城県県東地区高等学校PTA連絡協議会と称し、事務局を会長所在の高等学校内におく。
- 第2条 本会は県東地区内の高等学校PTAをもって組織する。
- 第3条 本会は第2条の高等学校相互の親睦連絡を密にし、茨城県高等学校PTA連合会との連携のもとに、県東地区高等学校教育の向上発展のために寄与することを目的とする。

第2章 事 業

- 第4条 本会は第3条の目的を達するため、次の事業を行う。
- 1 各校PTAの密接な連絡提携
 - 2 生徒の保護・生徒指導対策
 - 3 県東地区内の環境浄化
 - 4 関係諸官庁ならびに関係諸団体との密接な連絡提携
 - 5 研修会・講演会・懇談会等の開催
 - 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|------|----------|-----|----------------------|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 2名 (内1名は地区校長会長) |
| 監事 | 2名 | 理事 | 各校会長・校長 |
| 事務局長 | 事務局校長 | | |
| 幹事 | 各校PTA係1名 | | ただし事務局校は2名とすることができる。 |
- 第6条 会長・副会長・監事は評議員会において選出する。
- 第7条 会長は会務を統括し、この会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
理事は会務の執行にあたる。
監事は監査にあたる。
事務局長は会務の運営にあたる。
幹事は事務局長の指示により会務を処理する。
- 第8条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会 議

- 第9条 本会の会議は評議員会とする。
- 第10条 評議員会は会長・副会長・理事・事務局長・幹事をもって構成し毎年1回会長の召集により開催し、次の事項を審議決定する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 1 事業の決定及び報告
 - 2 予算の決定及び決算の承認
 - 3 規約の改正
 - 4 その他必要な事項

第5章 会 計

- 第11条 本会の経費は、各PTA負担金・補助金及び寄付金等の収入をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は、4月から翌年3月までとする。

附 則

この規約は、昭和55年10月16日から実施する。
昭和57年10月30日一部改正
昭和63年10月28日一部改正
平成21年6月10日一部改正